

離婚届

令和 年 月 日 届出

長 殿

受 理	令 和	年	月	日			
第		号					
通 知 (送 付)	令 和	年	月	日			
第		号					
書 類 調 査	戸 籍 記 載	記 載 調 査	調 査 票	附 票	住 民 票	通 知	

(1)	(フ リ ガ ナ)	夫	妻					
氏 名		大国 白兎	大国 姫子					
生 年 月 日		□□●●年 ● 月 ● 日	□□●●年 ● 月 ● 日					
住 所		鳥取市幸町 7 1 番地	鳥取市富安二丁目138番地4 砂場アパート101号					
本 籍		鳥取市幸町 7 1 番地	番地 番					
(2)	(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者 の氏名	大国 白兎					
父母及び養父母 の 氏 名	夫の父	大国 主命	続き柄 長 男					
父母との続き柄	母	大国 千代	妻の父	八上 須佐男	続き柄 二 女			
(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には、 その他の欄に書いてください)	養父		養父		養母		養母	
(3)	離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判	年 月 日成立 年 月 日確定	☐ 和解 ☐ 請求の認諾 ☐ 判決	年 月 日成立 年 月 日認諾 年 月 日確定			
(4)	婚姻前の氏に もとる者の本籍	☐ 夫 ☒ 妻	は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 新しい戸籍をつくる					
(注 1)		鳥取市富安二丁目138	番地 4 筆頭者 の氏名	八上 姫子				
(5)	未成年の子の 氏 名	父母双方が親権を行う子	大国 桜子	父 (夫) が親権を行う子				
		母 (妻) が親権を行う子	大国 太郎					
		親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子						
	(協議離婚で親権者の定 めをした場合) 相違なけ れば、それぞれが図のよ うにするしをつけてくだ さい。	夫 ☒ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親 権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて 合意した。	妻 ☒ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親 権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて 合意した。					

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 台湾
 - パレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- そのほかに必要なもの
- | | |
|---------|--------------|
| 調停離婚のとき | 調停調書の謄本 |
| 審判離婚のとき | 審判書の謄本と確定証明書 |
| 和解離婚のとき | 和解調書の謄本 |
| 認諾離婚のとき | 認諾調書の謄本 |
| 判決離婚のとき | 判決書の謄本と確定証明書 |

未成年 (18歳未満) の子
全員について、親権を行う方の
欄に子の氏名を記入

協議離婚の場合は内容を
確認し、必ず✓を入れる

事 件 簿 番 号

(6)	同居の期間	年 月 か ら	年 月 ま で
(7)	別居する前の 住 所	番地 番 号	
(8)	別居する前の 世帯のおもな 仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1 から4 にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日)	
(9)	夫 妻 の 職 業	夫の職業	
(10)	その他		
届 出 人 署 名	夫	妻	
(※押印は任意)	大国 白兎	印	大国 姫子
		印	

協議離婚の場合は必ず
夫と妻の本人が署名

証 人	(協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	〇〇 〇〇 印	〇〇 〇〇 印
生 年 月 日	□□●●年 ● 月 ● 日	□□●●年 ● 月 ● 日
住 所	鳥取市幸町 7 1 番地	鳥取市河原町渡一木 2 7 7 番地
本 籍	鳥取市白兎 6 1 3 番地 番	鳥取市河原町渡一木 2 7 7 番地 番

□には、あてはまるものに□のようにするしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください (この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月

届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づく基幹統計調査、厚生

協議離婚の場合は18歳以上の
証人が2人必要

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

☒取決めをしている。 □まだ、決めていない。

子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項 (例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など) の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

親子交流について

☐取決めをしている。 ☒まだ、決めていない。

親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

経済的に自立していない子 (未成年の子に限られません) がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

養育費の分担について

☒取決めをしている。

□まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。

養育費：経済的に自立していない子 (例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります) の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

(注 1)

婚姻により氏を改めた方 (夫婦のうち戸籍の筆頭者でない方) は、原則として婚姻前の氏に戻るようになります。ただし、希望により婚姻中の氏をそのまま使うこともできます。

【婚姻前の氏に戻る場合】

①もとの戸籍にもどる … 現在も、もとの戸籍がある場合に限りです。もとの戸籍の本籍・筆頭者を記入してください。

②新しい戸籍をつくる … 希望する本籍地を記入してください。筆頭者は、婚姻前の氏に戻る本人 (氏は婚姻前の氏) を記入してください。

【氏をそのまま使い続ける場合】

何も記入せず、「離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法 7 7 条の 2 の届)」を提出